

第364回矢板市議会定例会

議 案 書

令和2年9月

矢 板 市

第 3 6 4 回矢板市議会定例会提出議案

議案第 1 号	市長の専決処分事項承認について……………	P 1
	専決第 1 0 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算 (第 5 号)	
議案第 2 号	令和 2 年度矢板市一般会計補正予算 (第 6 号) ……	P 3
議案第 3 号	令和 2 年度矢板市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……	P 3
議案第 4 号	令和 2 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算……………	P 3
	(第 2 号)	
議案第 5 号	令和 2 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算……………	P 3
	(第 1 号)	
議案第 6 号	令和 2 年度矢板市水道事業会計補正予算 (第 1 号) ……	P 3
議案第 7 号	令和 2 年度矢板市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) ……	P 3
議案第 8 号	令和元年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	P 4
議案第 9 号	令和元年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に…	P 5
	ついて	
議案第 1 0 号	令和元年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認…	P 6
	定について	
議案第 1 1 号	令和元年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の…	P 7
	認定について	
議案第 1 2 号	令和元年度矢板市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算…	P 8
	の認定について	
議案第 1 3 号	令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の…	P 9
	認定について	

議案第 1 4 号	令和元年度矢板市コロナ矢板排水処理事業特別会計歳入… P10 歳出決算の認定について
議案第 1 5 号	令和元年度矢板市水道事業会計決算の認定について…………… P11
議案第 1 6 号	矢板市子ども未来館設置及び管理条例の制定について…………… P12
議案第 1 7 号	使用料改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に… P17 ついて
議案第 1 8 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用… P29 等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正について
議案第 1 9 号	矢板市市税条例の一部改正について…………… P31
議案第 2 0 号	矢板市市税条例及び矢板市手数料条例の一部改正について… P34
議案第 2 1 号	矢板市児童館設置及び管理条例の一部改正について…………… P37
議案第 2 2 号	矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基… P39 準を定める条例の一部改正について
議案第 2 3 号	矢板市営住宅条例及び矢板市特定公共賃貸住宅条例の一部… P41 改正について
議案第 2 4 号	矢板市水道事業給水条例の一部改正について…………… P44
議案第 2 5 号	矢板市下水道条例の一部改正について…………… P47
議案第 2 6 号	教育委員会委員の任命同意について…………… P50
議案第 2 7 号	監査委員の選任同意について…………… P51
議案第 2 8 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について…………… P52
議案第 2 9 号	令和元年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に… P53 ついて

議案第1号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第10号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第5号）

専決第10号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年8月6日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

令和2年度矢板市一般会計補正予算（第5号）

議案第 2 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 3 号 令和 2 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 令和 2 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 号 令和 2 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 号 令和 2 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 号 令和 2 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（以上別冊）

議案第 8 号

令和元年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度矢板市一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第9号

令和元年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第10号

令和元年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 1 1 号

令和元年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和元年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

議案第12号

令和元年度矢板市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度矢板市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第13号

令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第14号

令和元年度矢板市コロナ矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度矢板市コロナ矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 15 号

令和元年度矢板市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度矢板市水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第16号

矢板市子ども未来館設置及び管理条例の制定について

矢板市子ども未来館設置及び管理条例を、別紙のように定める。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市子ども未来館設置及び管理条例

(設置)

第1条 総合的な子育て支援の場及び地域との連携や交流を図る場として、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童館として、矢板市子ども未来館（以下「子ども未来館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 子ども未来館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 矢板市子ども未来館

位置 矢板市本町2番25号

(事業)

第3条 子ども未来館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童（児童福祉法第4条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）及び当該児童の保護者同士の交流の場の提供に関すること。
- (2) 児童の遊びの個別的かつ集団的な指導を通じた体力の増進及び豊かな情操の^{かん}涵養に関すること。
- (3) 子育てに係る相談に関すること。
- (4) 子育てに係る情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 子育てに係る事業を行う者等と連携した子育て支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の

規定に基づき、市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）
に子ども未来館の管理を行わせるものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの
権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 子ども未来館の利用の許可及び取消しに関する業務
- (3) 子ども未来館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上必要と認める業務

（開館時間）

第6条 子ども未来館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、
指定管理者は、必要があると認めたときは、市長の承認を得てこれを変更するこ
とができる。

（休館日）

第7条 子ども未来館の休館日は、次のとおりとする。ただし、国民の祝日に関す
る法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が月曜日に当たるときは、
その翌日を休館日とする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 毎月第3日曜日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館
し、又は休館日を変更することができる。

（利用の許可）

第8条 子ども未来館の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を利

用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者が管理上必要と認めるときは、市長の承認を得て、前項の許可に条件を付し、又は付した条件を変更することができる。

(利用の制限等)

第9条 指定管理者は、管理運営上支障があると認めるときは、施設等の利用を停止し、又は前条の許可を取り消すことができるものとする。

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 感染性疾患のある者
- (2) 他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 他人に危害を及ぼすおそれがあると認められる者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第10条 利用者は、子ども未来館の施設等を故意に損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

第11条 市長は、子ども未来館の管理を行わせる指定管理者を指定する暇がないときその他やむを得ないときは、第4条の規定にかかわらず、その管理を行う。

- 2 前項の場合においては、第6条ただし書中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは、」と、第7条第2項中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは、」と、第8条第1項及び第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第2項中「指定管理者が管理上必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市

長は」とする。

3 第1項の規定により、市長が子ども未来館の管理を行う場合においては、第5条の規定は適用しない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 17 号

使用料改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料改定等に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

使用料改定等に伴う関係条例の整備に関する条例

(矢板市自家用有償バス設置条例の一部改正)

第1条 矢板市自家用有償バス設置条例（平成10年矢板市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「300円」を「400円」に、「500円」を「700円」に改める。

(矢板市行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 矢板市行政財産使用料条例（昭和57年矢板市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「除く」を「除く。」に改める。

第3条の2中「及び特別教室等」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条の2関係）

施設の名称	学校名	使用料（1時間につき）
校庭照明設備	矢板小学校	1,400円
	東小学校	1,300円
	泉中学校	1,000円
	片岡中学校	1,000円
体育館照明設備	矢板小学校	900円
	東小学校	400円
	川崎小学校	400円

	豊田小学校	400円
	泉小学校	400円
	片岡小学校	400円
	乙畑小学校	400円
	安沢小学校	400円
	矢板中学校	1,000円
	泉中学校	900円
	片岡中学校	900円
武道場照明設備	矢板中学校	300円
	片岡中学校	300円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、切り上げて1時間とする。
- 2 照明設備の2分の1以下の使用は、2分の1の金額とする。

(矢板市生涯学習館設置及び管理条例の一部改正)

第3条 矢板市生涯学習館設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表中「1,500」を「2,100」に、「2,000」を「2,600」に、「1,000」を「1,400」に、「2,500」を「3,200」に改める。

(矢板市立矢板武記念館設置条例の一部改正)

第4条 矢板市立矢板武記念館設置条例（平成10年矢板市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「150円」に、「60円」を「90円」に改める。

(矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正)

第5条 矢板市体育施設設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中（11）の項を（12）の項とし、（5）の項から（10）の項までを1項ずつ繰り下げ、（4）の項の次に次の1項を加える。

(5) 片岡トレーニングセンター	矢板市片岡1143番地1
------------------	--------------

第3条第1項の表中

「

(12) 上伊佐野体育館			を
(13) 矢板市武道館			
(14) 矢板市弓道場			
(15) 矢板運動公園テニスコート			
(16) 矢板運動公園相撲場			
(17) とちぎフットボールセンター		午前7時から午後9時30分まで	
(18) 矢板運動公園プール	7月1日から9月10日まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	

」

「

(12) 上伊佐野体育館			
(13) 片岡トレーニングセンター			

ンター (14) 矢板市武道館 (15) 矢板市弓道場 (16) 矢板運動公園テニス コート (17) 矢板運動公園相撲場			に改める。
(18) とちぎフットボール センター		午前7時から午後 9時30分まで	
(19) 矢板運動公園プール	7月1日から9 月10日まで	午前9時から正午 まで及び午後1時 から午後4時まで	

」

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

体育施設	区分	単位	使用料
1 矢板市体育 館	専用	1時間	1,200円。ただし、営利、宣伝等に使用する場合は、12,000円とする。
	部分	1時間	600円。ただし、営利、宣伝等に使用する場合は、6,000円とする。

	照明設備（専用）	1時間	900円
	照明設備（部分）	1時間	500円
2 日新体育館	専用	1時間	600円
3 長井体育館	専用	1時間	600円
4 上伊佐野体育館	専用	1時間	600円
5 片岡トレーニングセンター	専用（アリーナのみに限る。）	1時間	1,400円。ただし、営利、宣伝等に使用する場合は、12,000円とする。
	部分（アリーナのみに限る。）	1時間	700円。ただし、営利、宣伝等に使用する場合は、6,500円とする。
	専用（トレーニングルームのみに限る。）	1時間	900円
	部分（トレーニングルームのみに限る。）	1人につき1回	150円
	専用（講習室のみに限る。）	1時間	900円

	使用に限る。)		
	照明設備（専用）（アリーナの使用に限る。)	1時間	800円
	照明設備（部分）（アリーナの使用に限る。)	1時間	400円
6 矢板市武道館	専用（柔道場の使用に限る。)	1時間	600円
	専用（剣道場の使用に限る。)	1時間	1,000円
	部分	1人につき1時間	300円
	照明設備（専用）	1時間	400円
	照明設備（部分）	1時間	200円
7 矢板市弓道場	専用	1時間	500円
	部分	1人につき1時間	300円
	照明設備	1時間	200円
8 日新多目的グラウンド	専用	1時間	1,200円
	部分	1時間	600円
9 片岡運動場	専用	1時間	900円

	部分	1 時間	5 0 0 円
	照明設備	1 時間	2, 4 0 0 円。ただし、照明設備の2分の1以下を使用する場合は、半額とする。
1 0 片岡運動 広場	専用	1 時間	1 0 0 円
1 1 泉運動場	専用	1 時間	9 0 0 円
	部分	1 時間	5 0 0 円
1 2 とちぎ フットボール センター	—	—	無料とする。ただし、営利、宣伝等に使用する場合は、1平方メートルにつき日額30円とする。
1 3 矢板運動 公園陸上競技 場	専用（フィールドの使用に限る。）	1 時間	1, 2 0 0 円
	専用（トラックの使用に限る。）	1 時間	6 0 0 円
1 4 矢板運動 公園サッカー 場	専用	1 時間	6 0 0 円

15 矢板運動 公園テニスコート	専用又は部分	1面につき1時間	400円
	照明設備（専用）	1時間	900円
	照明設備（部分）	1時間	500円
16 矢板運動 公園相撲場	専用	1時間	600円。ただし、照明設備を使用する場合又は午後6時以降に使用する場合は、1,200円とする。
17 矢板運動 公園多目的グラウンド	専用	1時間	1,200円
	部分	1時間	600円
	照明設備（専用）	8基全灯につき1時間	7,000円
		8基部分灯につき1時間	3,200円
	照明設備（部分）	2基全灯かつ4基部分灯につき1時間	4,000円
		4基部分灯につき1時間	1,600円
18 矢板運動 公園野球場	専用	1時間	2,000円
	部分	1時間	600円

19 矢板運動公園プール	部分	1人につき1回	300円。ただし、10人以上で使用する場合は、規定の額の8割の額とする。
		回数券300円券 12枚つづり	3,000円
		回数券150円券 12枚つづり	1,500円

備考

- 1 次の各号に掲げる区分の欄中の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 専用 体育施設又は照明設備の全部を専用して使用する場合をいう。
 - (2) 部分 体育施設又は照明設備の一部を使用する場合をいう。
- 2 使用する時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間に切り上げるものとする。
- 3 許可を得て使用する時間を超過して使用する場合の使用料は、超過時間1時間につき規定の使用料の額の100分の130に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、前項と同様とする。
- 4 中学生以下の者の体育施設の使用料（矢板運動公園プールの使用料を除く。）は、市長が必要と認めたときは、無料とする。ただし、使用に際しては指導者その他の管理者が付かなければならない。
- 5 矢板運動公園プールの使用料は、中学生又は小学生は1人につき1回として規定する額の半額とし、未就学児は無料とする。
- 6 高校生の体育施設の使用料は、市長が必要と認めたときは、規定の額の

半額とする。

7 最高額が300円を超える額の入場料を徴する場合の体育施設の使用料は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 矢板運動公園野球場 入場料の最高額の100人分に相当する額

(2) 前号以外の体育施設 規定の額の2倍の額

8 とちぎフットボールセンターを営利、宣伝等で使用する場合の使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たない場合、又はその面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、当該面積又は端数を1平方メートルに切り上げるものとする。

(矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正)

第6条 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第16条中「備え付け」を「備付け」に改める。

別表第3の(1) 城の湯温泉センターの表多目的ホール又は研修室の項中「1, 000円」を「1, 400円」に改め、別表第3の(5) 城の湯ふれあい館の表ふれあいの間Aの項中「500円」を「700円」に、同表ふれあいの間Bの項中「1, 500円」を「2, 100円」に、同表趣味の間又は調理研究室の項中「400円」を「600円」に改める。

(矢板市コミュニティホール設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第7条 矢板市コミュニティホール設置、管理及び使用料条例（昭和54年矢板市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条」を「前条」に改める。

第8条中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

別表中「別表」を「別表（第6条関係）」に、「6, 000」を「4, 600

円」に、「10,000」を「7,500円」に改める。

(矢板市農村環境改善センター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第8条 矢板市農村環境改善センター設置、管理及び使用料条例（平成4年矢板市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,300円」に改め、同表多目的ホールの部卓球（1台）の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(矢板市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例の廃止)

2 矢板市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第40号）は、廃止する。

(矢板市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の矢板市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第5条の規定による改正後の矢板市体育施設設置及び管理条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(使用料の改定に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日前に許可を受けて、矢板市行政財産使用料条例、矢板市生涯学習館設置及び管理条例、矢板市体育施設設置及び管理条例、矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例、矢板市コミュニティホール設置、管理及び使用料条例、矢板市農村環境改善センター設置、管理及び使用料条例及び矢板市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例に規定する施設等を使用し、又は利用する者の当該使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第18号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のように定める。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年矢板市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の26の項から28の項までを次のように改める。

26 削除	
27 削除	
28 削除	

別表第2の26の項から28の項までを次のように改める。

26 削除		
27 削除		
28 削除		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

矢板市市税条例の一部改正について

矢板市市税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市市税条例（昭和30年矢板市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「第61条又は第62条」を「第63条又は64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは64条」に改める。

附則第8条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第23条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第20号

矢板市市税条例及び矢板市手数料条例の一部改正について

矢板市市税条例及び矢板市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市市税条例及び矢板市手数料条例の一部を改正する条例

(矢板市市税条例の一部改正)

第1条 矢板市市税条例（昭和30年矢板市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第2項中「200円」を「300円」に改める。

(矢板市手数料条例の一部改正)

第2条 矢板市手数料条例（平成12年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表（3）の項及び（4）の項中「200円」を「300円」に、「40円」を「60円」に改め、同表（7）の項の次に次のように加える。

<p>(7の2) 所得証明手数料</p>	<p>1件につき 300円</p> <p>ただし、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付手数料は、1件につき200円とする。</p>
<p>(7の3) 住民税決定証明手数料</p>	<p>1件につき 300円</p> <p>ただし、多機能端末機による交付手数料は、1件につき200円とす</p>

	る。
(7の4) その他市税に関する証明手数料	1件につき 300円

別表(14)の項を次のように改める。

(14) 印鑑登録証明手数料	1件につき 300円 ただし、多機能端末機による交付手数料は、1件につき200円とする。
----------------	---

別表(16)の項を次のように改める。

(16) 住民票の写しの交付手数料	1件につき 300円 ただし、多機能端末機による交付手数料は、1件につき200円とする。
(16の2) 戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき 300円

別表(17)の項中「200円」を「300円」に改め、同項の次に次のように加える。

(17の2) 住民票記載事項証明手数料	1件につき 300円
---------------------	------------

別表(19)の項を削り、同表(19の2)の項を同表(19)の項とし、同表(20)の項及び(22)の項中「200円」を「300円」に改め、同表(45)の項中「前各号」を「前各項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 21 号

矢板市児童館設置及び管理条例の一部改正について

矢板市児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例

矢板市児童館設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 矢板東児童館

位置 矢板市東町4番59号

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 22 号

矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年矢板市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第
67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項
の中核市の長」を加え、同項各号列記以外の部分中「修了した者」を「修了したも
の」に改め、同項第3号中「従事した者」を「従事したものの」に改め、同項第4号
を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有
する者

第10条第3項第5号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の
規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第9号中
「認めた者」を「認めたもの」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認め
たもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

矢板市営住宅条例及び矢板市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

矢板市営住宅条例及び矢板市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市営住宅条例及び矢板市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する
条例

(矢板市営住宅条例の一部改正)

第1条 矢板市営住宅条例（平成9年矢板市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の3」に改める。

第4章中第30条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第30条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に市営住宅、借上げ市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行わせることができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第30条の3 前条の規定により指定管理者に市営住宅等の管理を行わせることとした場合に指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

- (1) 市営住宅等の運営に関する業務
- (2) 市営住宅等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務

第31条中「前条」を「第30条」に改め、「（昭和22年法律第67号）」を削る。

(矢板市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 矢板市特定公共賃貸住宅条例（平成8年矢板市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第30条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第35条を第37条とし、第34条を第36条とし、第33条を第35条とし、第32条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第33条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に特定公共賃貸住宅及び専用駐車場（以下「特定公共賃貸住宅等」という。）の管理を行わせることができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第34条 前条の規定により指定管理者に特定公共賃貸住宅等の管理を行わせることとした場合に指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

- (1) 特定公共賃貸住宅等の運営に関する業務
- (2) 特定公共賃貸住宅等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

矢板市水道事業給水条例の一部改正について

矢板市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市水道事業給水条例の一部を改正する条例

矢板市水道事業給水条例（平成10年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第24条の表を次のように改める。

種別	メーターの口径	基本料金（1月につき）		従量料金 （1 m ³ につき）
		水量	料金	
専用	13mm	5 m ³	1,400円	5 m ³ を超える分 150円
	20mm	5 m ³	2,200円	
	25mm	—	4,500円	150円
	30mm	—	6,625円	
	40mm	—	11,875円	
	50mm	—	18,500円	
	75mm	—	41,375円	
	100mm	—	74,250円	
	125mm	—	116,375円	
	150mm	—	167,500円	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日以後初めて料金の額が確定するものについては、なお従前の例による。

議案第 25 号

矢板市下水道条例の一部改正について

矢板市下水道条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市下水道条例の一部を改正する条例

矢板市下水道条例（平成2年矢板市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表を次のように改める。

用途	料率		基本使用料（1月につき）		超過使用料	
	汚水量	金額	汚水量	金額	金額 1 m ³ につき	
一般用	5 m ³ まで	800円	5 m ³ を超え10 m ³ まで		140円	
			10 m ³ を超え20 m ³ まで		150円	
			20 m ³ を超え30 m ³ まで		160円	
			30 m ³ を超え50 m ³ まで		170円	
			50 m ³ を超え100 m ³ まで		190円	
			100 m ³ を超えるもの		200円	
臨時用	1 m ³ につき				200円	

第18条第2項中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日以後初めて使用料の額が確定するものについては、なお従前の例による。

（矢板市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

3 矢板市農業集落排水処理施設条例（平成7年矢板市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 令和3年4月1日前から継続して処理施設を使用している者に係る使用料であって、同日以後初めて使用料の額が確定するものに係る第4条の規定の適用については、同条中「矢板市下水道条例」とあるのは、「矢板市下水道条例の一部を改正する条例（令和2年矢板市条例第 号）による改正前の矢板市下水道条例」とする。

（コロナ矢板排水処理施設条例の一部改正）

4 コロナ矢板排水処理施設条例（平成19年矢板市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 令和3年4月1日前から継続して処理施設を使用している者に係る使用料であって、同日以後初めて使用料の額が確定するものに係る第4条の規定の適用については、同条中「矢板市下水道条例」とあるのは、「矢板市下水道条例の一部を改正する条例（令和2年矢板市条例第 号）による改正前の矢板市下水道条例」とする。

議案第26号

教育委員会委員の任命同意について

本市教育委員会委員として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]
氏 名 齋藤 良 則
生年月日 [REDACTED]

議案第 27 号

監査委員の選任同意について

本市監査委員として、下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 坪 山 和 郎

生年月日 [REDACTED]

議案第28号

固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]
氏 名 渡 邊 好 雄
生年月日 [REDACTED]

議案第29号

令和元年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金1億9,923万9,480円のうち500万円を減債積立金に、1,500万円を建設改良積立金に積立て、8,707万7,725円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和2年9月4日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎